

## 第6回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成20年5月16日(金) 午前10時00分～午前11時30分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター会議室「千鳥」

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎会長、中曽根玲子副会長、安達満夫委員、今井公子委員  
鵜澤富士夫委員、木村琢磨委員、國松憲子委員、斉藤三男委員

(2) 事務局

高梨総務局長、志村総務部長、大木総務課長、中島市政情報室長、安部主査

(3) 実施機関(選挙管理委員会事務局)

石井事務局長、高山主幹、舩越事務局長補佐

4 議 題：

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 諮問事項の審議

千葉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 会長及び副会長の選任

会長を稲垣総一郎氏、副会長を中曽根玲子氏とすることに決定した。

(2) 諮問事項の審議

事務局及び実施機関から説明を受け、質疑応答した。

6 会議経過：

(事務局 大木総務課長) ただいまから、第6回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。

委員皆様には、大変お忙しい中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の大木でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定により、公開としておりますので、御承知おきください。

さて、本日は、本年4月1日付けで、新たに委員をお願いいたしました皆様によります初めての審議会でございます。

これから2年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、委嘱状につきましては、恐縮ですが、お手元にお配りさせていただいておりますので、御確認いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に委員の皆様並びに事務局職員を紹介させていただきます。  
はじめに委員の皆様をご紹介いたします。窓側から順にご紹介させていただきます。

安達満夫委員でございます。

稲垣総一郎氏でございます。

今井公子委員でございます。

鵜澤富士夫委員でございます。

木村琢磨委員でございます。

國松憲子委員でございます。

斉藤三男委員でございます。

中曽根玲子委員でございます。

なお、本日は小賀野晶一委員、松本光司委員が所用のため欠席となっております。

次に事務局職員を紹介させていただきます。

高梨総務局長です。

志村総務部長です。

中島市政情報室長です。

安部主査です。

事務局職員以上でございます。

ここで、高梨総務局長よりごあいさつ申し上げます。

**（事務局 高梨総務局長）** おはようございます。総務局長の高梨でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は委員の皆様方におかれましては、大変忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、このたびは、当審議会委員の就任につきましてご依頼申し上げましたところ、皆様方におかれましては快くお引き受けいただきましたことを厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、本市の情報公開制度、そして個人情報保護制度がスタートいたしましてから、既に十数年を経過しておりますが、この間、市民の方々の情報公開や個人情報保護への関心の高まりを件数で見ると、ここ数年、開示請求が年間400件を超えているという状況になっております。

また、依然として各地で個人情報の不適切な取扱いが報道されておるところでございますけれども、言うまでもなく個人情報の取扱いにつきましては十分な注意が必要でございます。本市におきましても適正な取扱いにつきまして、日ごろから職員に対しまして周知徹底を図っているところでございます。

本審議会におきましては、委員の皆様方の専門的な見地から諮問事項についてご審議いただいておりますので、何とぞよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**（事務局 大木総務課長）** この後、議事に入ることとなりますけれども、会長及び副会長の選任までの間、高梨総務局長が審議会の仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

## ( 1 ) 会長及び副会長の選任

( 事務局 高梨総務局長 ) それでは会長及び副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、定足数でございますが、本日は半数以上の委員の皆様方にご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、議事の( 1 ) 会長及び副会長の選任でございます。

千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の皆様の互選で会長及び副会長を選出していただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

鵜澤委員さん。

( 鵜澤委員 ) 鵜澤でございます。これまで3年間にわたって当審議会の委員を務めてこられました稲垣委員に会長を、そして中曽根委員に副会長をお願いしたいという風に思います。

( 高梨総務局長 ) ただいま鵜澤委員さんの方から稲垣委員さんに会長を、そして中曽根委員さんに副会長というご提案がございましたが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

( 高梨総務局長 ) ありがとうございます。異議のないということで、それでは稲垣委員さんに会長を、そして中曽根委員さんに副会長をお願いしたいと存じます。席のご移動をお願いいたします。

それでは稲垣会長さん、そして中曽根副会長さんから順次ごあいさつをちょうだいしたいと存じます。よろしく願いいたします。

( 稲垣会長 ) ただいま会長に選任されました稲垣でございます。よろしく願いいたします。

私もこの審議会に随分長く関係させていただいておりますけれども、前任の多賀谷先生あるいはその前の柴田先生のように行政実務に精通しているわけではございませんので、事務局の皆さんのお助けを借りて、先生方のご意見をお借りして、何とかつつがなく会長を務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願い申し上げます。

( 高梨総務局長 ) ありがとうございます。続きまして、中曽根副会長さんお願いいたします。

( 中曽根副会長 ) 中曽根でございます。よろしく願いいたします。

私もこの内容の仕事を引き受けまして、もう6年経つということで自分ながらびっくりしているところがございますけれども、その中で年々このような情報公開や個人情報の保護ということが非常に重要になってきているということは痛感しております。前回に引き続きまして微力ではございますが、力を尽くしたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

( 高梨総務局長 ) ありがとうございます。

それではこれからの議事につきましては稲垣会長さんよろしく願いいたします。

## (2) 諮問事項の審議

### 千葉市個人情報保護条例第10号第2項の規定に基づく諮問

(稲垣会長) それでは引き続き議事を進行させていただきます。

諮問事項の審議「千葉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問」を議題といたします。

まず、実施機関からご説明をお願いします。

(選挙管理委員会 石井事務局長) 選挙管理委員会事務局長の石井でございます。

本日はよろしくお願いいいたします。座って説明させていただきます。

今回、諮問させていただく案件は裁判員制度における事務手続に関するものでございますので、私からは裁判員制度について簡単に説明させていただきます。

新たに始まる裁判員制度は平成16年5月28日に公布された裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づくものでありまして、先月4月15日の閣議において平成21年5月21日から開始されることが決まり、早ければ、今年11月には裁判員候補者として選定された者に地方裁判所から通知が届き来年7月には実質裁判がスタートすることになっております。

これまでの裁判は検察官・裁判官という法律の専門家が中心となっていて行ってきたものでありますが、専門性が高いがため審理や判決が国民にわかりづらく、また審理に長い時間を要しているため刑事裁判は国民から遠いものという印象を与えていたと言われております。

このため裁判員制度をより国民にわかりやすく、また身近なものとするために導入するものであり、既にアメリカ、イギリスで幅広く採用されている陪審員制度のように裁判官に加えて選ばれた国民が裁判に参加するものであり、日本の裁判員制度においては原則として3人の裁判官と国民から選ばれた6人の裁判員により裁判を行うものでございます。

裁判に参加する裁判員については、まず衆議院議員選挙の選挙権を持つものから、各市区町村選挙管理委員会がくじにより裁判員候補者予定者を選び、裁判員候補者予定者名簿を調製し、その調製した名簿を各地方裁判所に送付することとなっております。

なお、千葉市における平成18年度裁判員対象事件数から推定される裁判員候補者として選定され裁判所に呼び出される者の人数は、選定の対象となる本年3月の定時登録有権者数、約75万人のうち3,500人程度と予想され、割合といたしましては約200人に1人が呼び出されることとなります。

また、実際に裁判員、及び補充裁判員として選任されて裁判に参加する者の人数は、約300人で、割合といたしましては約2,600人に一人の参加が見込まれております。

以上までが新たに始まる裁判員制度における簡単な説明でございます。裁判員制度に関する今回の諮問の内容につきましては主幹の高山より説明させていただきます。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) 主幹の高山でございます。よろしくお願いいいたします。座って説明させていただきます。

今回の諮問の内容でございますが、裁判員制度において、裁判員法により市区町村選挙管理委員会の事務とされております「裁判員候補者予定者名簿の調製」における候補者予定者名簿の電子データの地方裁判所への提供についてでございます。

「裁判員候補者予定者名簿」の地方裁判所への提供については、法令で定めのある各区

選挙管理委員会が所有する住所、氏名、生年月日という有権者情報のほかに、名簿調製時に候補者予定者に振られる「選管通番」及び各区市民課が所有する本籍地情報を千葉市個人情報保護条例第8条第1項第5号「国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。」に照らし合わせて、また、当該名簿の磁気ファイルでの提供について、同条例第10条第2項「実施機関は電子計算機処理に係る個人情報を第8条第1項第5号の規定により国等に提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。」に照らし合わせてまして、貴審議会に諮問させていただいた次第でございます。

名簿調製事務の概要については、お手元の資料3、審議会資料の1ページ、2ページの「裁判員候補予定者名簿の調製に係る個人情報の磁気媒体による情報提供について」という資料に記載しております。先ほど事務局長の石井より裁判員選任の流れを簡単に説明いたしましたが、名簿の提供においては裁判員法第21条第2項により衆議院選挙の選挙権を有する者の中から最高裁判所から配布予定の「裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラム」により、くじを行い、名簿を調製することになっております。その調製した名簿については地方裁判所に磁気ディスクにより送付することになります。

その際の名簿に掲載される個人情報といたしましては、「選管通番」「住所」「氏名」「生年月日」「本籍地情報」の項目があります。先ほども説明したところでございますが、このうち「住所」「氏名」「生年月日」については公職選挙法第20条に名簿に記すべき事項として定めがございます。その他の「選管通番」及び「本籍地情報」については法令に定めがないため本審議会に諮らせていただいた次第でございます。

これから、名簿の調製事務を踏まえて説明させていただきますが、区選挙管理委員会における名簿調製から名簿送付までの流れ、個人情報の提供を行う理由については、資料3、審議会資料の3ページ「裁判員制度の導入に伴う選挙管理委員会等の業務」のペーパーの流れ図でわかりやすく示しておりますので、その図表の流れに沿って説明したいと存じます。

資料3、審議資料3ページをごらんください。3ページの右側に区選挙管理委員会の業務の流れを記載しておりますが、裁判員候補者予定者名簿の調製は裁判員法第21条において市町村の選挙管理委員会において行うこととしております。本市の場合は政令市でありますので、裁判員法第104条により市を区として適用することとしており、区選挙管理委員会の事務とされております。そのため今回の案件につきましても各選挙管理委員会からの諮問とさせていただいており、実際の候補者予定者名簿調製の事務における個人情報取扱事務の届出についても区選挙管理委員会において届け出ることになっております。諮問の内容については6区とも同じ内容でありますので、市選挙管理委員会において代表して説明させていただいている次第でございます。

候補者予定者名簿の調製に当たっては、裁判員法第21条第1項により選挙人名簿に登録されている者、この場合は衆議院議員選挙の選挙権を持つ者を指します。この中からくじにより候補者予定者を選定して名簿を調製することとしております。候補者予定者名簿には同条第2項により住所、氏名、生年月日を記載することとしておりますが、その住所・氏名・生年月日については公職選挙法第20条において選挙人名簿にすべき事項とされて

おります。

くじについてでございますが、くじの方法については最高裁判所より「裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラム」が配布される予定でありまして、もともと選挙管理委員会で管理しております選挙人の電子データをこのプログラム上で動かせるように住民記録オンラインシステム、住基システムと省略しますが、から取り出しまして、その選挙人の電子データをプログラム上でランダムにくじを引くことにより候補者予定者を選定することとしています。選定した候補者予定者をプログラム上で候補者予定者名簿の形に調製することになります。その際に名簿でありますので、選挙人が並ぶ形となります。その際にプログラム上で自動的に選管通番という番号が振られる形となります。「選管通番」については最高裁判所から配布された「名簿調製支援プログラムインターフェース仕様書」に示されております。

また、「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」第12条において地方裁判所で調製する候補者名簿の様式が別記様式のとおりと定められており、その別記様式中に「選管ごとの通し番号」が示されており、ここで各市区町村管理委員会から送付された候補者予定者名簿に記載の選管通番が入ることになります。市区町村選挙管理委員会においては裁判員法第21条第3項により磁気ファイルにより候補者予定者名簿を調製することになります。プログラム上で電子データを磁気ファイルに格納し、別に最高裁判所から配布される暗号化ソフトにより候補者予定者名簿の磁気ファイルを暗号化してMO等の磁気媒体に格納し、裁判員法第22条により地方裁判所に送付することとなります。

この暗号を解くかぎについては送付先の地方裁判所のみが持つこととなっており、送付の際の情報漏えいの危険性は少ないものと考えられます。また、送付に当たりましては郵便事故等を防ぐために、区選挙管理委員会が千葉地方裁判所へ直接持参することを予定しております。その際には2人1組で行動するなどして紛失、強奪等の危険性を極力減らす予定でございます。

資料3、審議会資料の3ページの下段になりますが、区選挙管理委員会から候補者予定者名簿の送付を受けた地方裁判所においては磁気ファイルにより候補者予定者名簿の送付を受けることによりまして、その電子データを取り込んで速やかに裁判員法第23条の裁判員候補者名簿を調製することができます。地方裁判所において候補者名簿に登載された者に対して裁判員法第25条により名簿への登載通知をすることとしており、電子データであることにより、あて名ラベル作成を効率的に行い、速やかに名簿登載通知を送ることが可能となります。また、名簿登載通知と同時に候補者の調査表を送付し、欠格事項や辞退理由などに該当する候補者を把握するものとしており、その後、裁判員法第26条のくじにより呼び出す候補者を選定し、その呼び出す候補者に対して裁判員法第27条の呼出状及び裁判員法第30条の質問票を送るものとしています。その際にも発送などの事務の効率を高めて、地方裁判所における各作業の期間内での事務執行を可能とし、裁判員制度を円滑に運用することになります。

なお、区選挙管理委員会から地方裁判所への候補者予定者名簿の送付にあたっては、裁判員法第12条第2項及び裁判員の参加する刑事事件に関する規則、以下これからは「裁判員規則」と呼ばせていただきますが、第10条により、地方裁判所においては裁判員候補者等について裁判員等の選任または解任の判断に資するため、各市区町村に公務所照会

を行う必要があり、裁判員候補者予定者名簿に各区市民課の持つ「本籍地情報」いわゆる「本籍地」を名簿に付加することになります。この付加すべき本籍地情報については各区選挙管理委員会において選挙人データを住基システムから取り出す際に選挙人データと一緒に取り出すものとし、選挙人データと一緒に名簿調製支援プログラム上に取り込むこととしております。

区選挙管理委員会から送付する候補者予定者名簿に本籍地情報を付加することにより、送付を受けた地方裁判所は候補者が裁判員法第2条の欠格事項、例えば過去に禁錮刑以上の刑に処せられた者であり、裁判員及び補充裁判員となることができないかどうかを速やかに調査することができ、地方裁判所による裁判員等の選任または解任の際の判断に資することが可能になります。

本籍地情報を付加しない場合に想定される地方裁判所から各区市民課への都度五月雨的な公務所照会により各区市民課の事務に支障をきたすことを防止し、また、あらかじめ本籍地情報を付加することにより、地方裁判所における事務の効率を高め、期間内での事務執行を可能とすることができます。

その他、地方裁判所から裁判員法第23条第4項により裁判員候補者の補充の通知があった場合には、通常の候補者予定者の名簿の調製と同様に、補充員の候補者予定者名簿を調製するものとしております。

なお、今回の裁判員候補者予定者名簿の調製についてはお手元の参考資料の5ページ『裁判員候補者予定者名簿の調製事務の検討状況について(政令市)』に各政令市の事務検討状況を記載してございます。名簿への本籍地付加、電子データの名簿の提供については、すべての政令市において同様としているところでございます。政令市17市のうち、個人情報保護関係の審議会に諮問することとしているのは千葉市以外では4つの政令市と聞いています。

引き続きまして、2番目に検察審査会制度の事務手続に関するものでございます。

検察審査会制度については、裁判員制度のように新しい制度ではなく、昭和23年から行われているものでございます。

今までは検察審査員候補者については区選挙管理委員会において資格調査を行い、くじを実施して選定、候補者名簿を検察審査会事務局へ送付しておりましたが、裁判員制度の開始に伴って、裁判員制度同様に資格調査、候補者選定のくじは区選挙管理委員会で行わず、候補者「予定者」の選定、候補者「予定者」名簿の調製までとされたところでございます。

その他、制度の変更に伴いまして、名簿の調製についての通知、名簿送付の時期などが裁判員制度に合わせて変更されたところでありまして、名簿の調製と関係ないところでは区選挙管理委員会におけるくじの実施、選定された裁判員候補者の告示、検察審査会における検察審査員及び補充員選任のくじ実施の際の市選挙管理委員会の立会いなどが廃止となったところでございます。

候補者予定者名簿の調製における、候補者予定者名簿へ記載すべき事項、候補者予定者選定のくじの実施方法、候補者予定者の送付の方法などはおおむね裁判員制度と同様とすべきとされてきたところでありまして、情報提供の目的等の内容については資料3、審議会資料4ページ、5ページのとおりでありまして、裁判員制度の説明と重複いたしますので、

省略させていただきたいと存じます。

事務の流れについてはおおむね裁判員制度と同様でありまして、資料3、審議会資料の6ページのとおりとなっております。

なお、検察審査会候補者予定者名簿の調製については、参考資料の5ページ『裁判員候補者予定者名簿等の調製事務の検討状況について(政令市)』に各政令市の事務検討状況を記載しておりますが、検察審査員候補者予定者名簿の調製についてはすべての政令市において裁判員候補者予定者名簿の調製と同様とすることとしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願いいたします。

**(稲垣会長)** わかりにくいと思うんですけれども、分けて話ししていただこうと思うんですけれども、皆さんからご質問あればお聴きしていきたいと思えます。

**(木村委員)** 今の会長のご指摘がまさに一つの問題だと思うんですが、要するに2つの案件なんですよ。2つの案件で独立して審議するべきことなんですよ。会の次第のところに戻っていただきますと、2つの案件と一緒に議事の(2)ということで、条例第10条に基づいてしまうという形になっているのは問題があるんだと思うんです。インターネットなんかではこれがそのまま出てるんですか。今日の審議会の予定として、議事の内容としては第10条第2項に基づいた諮問として一括されているんですか。

**(事務局 市政情報室安部主査)** 安部でございます。本日の案件につきましては実はインターネット上では「(2)諮問事項の審議」までとなっております、具体的な案件名につきましてはインターネットでは出ていないです。

**(木村委員)** それでいいのかどうかというのは問題ですよ。事前に予告するのであれば、中身まで書かないとおそらく情報提供の意味はないと思うんですよ。ですから、市民に対するという意味でも2つに分けて明記するというのが好ましいところではあるかと思えます。

いずれにしても2つの案件がある以上は、2つ別々に議事を進めるというのが筋なんだろうという風に思うんですが、その前提としてちょっとお聴きしたいのは、他の政令市の状況で大体同じような対応がなされているということが最後のページでお示しいただいたところではございますけれども、諮問にかけているのはこのうち限られているものだと思うんですが、それをちょっともう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

つまり諮問にかけないでこの手続を進める市町村もあるというそういう理解ですか。

**(選挙管理委員会事務局 高山主幹)** そういうことでございます。千葉市以外、札幌市、京都市、大阪市、神戸市この5市は審議会に諮っていると、それ以外のところは審議会に諮らないという形でございます。

**(木村委員)** 諮らないというのは、先ほどの提供する情報として住所・氏名・生年月日に限るとそういうことですか。

**(選挙管理委員会事務局 高山主幹)** 本籍等も全部入っております。条件は同じでございます。

**(木村委員)** まず、審議会にかけるかけないに差が出るということですか。それは条例の書き方の違いということですかね。

**(選挙管理委員会事務局 高山主幹)** 私どもは本籍等のこれを提供するわけですので一



応審議会に諮るという形をとらせていただきました。

(木村委員) 千葉市の個人情報の保護条例で言うと、第8条(5)に該当する情報だとそういう整理なんですよ。ところが仮に第8条(2)の法令等に定めがある情報だということであれば諮問しなくてもいいとそういう理解ですよ。諮問しない市町村というのは(2)で読んでいるということですか。法令の定めというのは先ほどご説明があったように、2ページの裁判員法の第21条第2項で真ん中あたりですが、氏名、住所、生年月日の記載、これが法令上求められている情報ですよ。プラスアルファについては本来諮問しなければいけないとそういう理解でよろしいんですか。ほかの市町村は間違っているんですか。

(高山選挙管理委員会事務局主幹) ちょっと言いづらいところでございます。私どもはそのように理解しております。

(木村委員) 諮問にかけるということは全く適当だと思います。失礼しました。

(稲垣会長) ほかに皆さん何かお聴きたいことはありますか。まだ今テーマは絞らなくてもいいので、わからなかったなというところがあれば、どうぞ。

(斉藤委員) これは本題とちょっと離れますが、市町村の選挙管理委員会はくじを引くとなっておりますよね。このくじを、これは裁判所から何人という人数が示されて、おのおの選挙管理委員会などでその人数をくじで当てるわけですか。だれがくじを引くんですか。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) これはプログラムが入っておりまして、プログラムの乱数でその選挙人名簿の中から選ばれるというシステムです。実際にくじを引くわけではございません。失礼しました。

(斉藤委員) はい、わかりました。そのプログラムは各市町村が作るんでしょうか。それとも裁判所が作るんでしょうか。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) それも最高裁から配布予定の名簿調製支援システムの中に組み込まれております。

(斉藤委員) はい、わかりました。

(稲垣会長) 何かご質問とか、まるでわからないよという話でもいいですけども。

(今井委員) 最後のページにございます名簿の提供手段、千葉市の場合は2人組みで裁判所に持参するというお話しでございましたけれども、郵便の場合もかなりありますが、そういうときの事故等については何かちゃんと考えられているんですか。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) 私どもは郵便では一切送りませんので、先ほど言いましたように、裁判所から来ましたソフトによって暗号化したものをMOの中に格納しまして、それで各区の選挙管理委員会が2名以上で直接お持ちする。途中でありえないとは思いますが、万一それが強奪されたといたしましても暗号化されておりますので、中身を見ることは不可能であると。そのかぎは地方裁判所にあつて、それ以外は解読することはできないとそういうふうな形になっております。郵便では一切やりません。

(今井委員) もう一度いいですか。それはそれぞれの裁判所で、例えば千葉とか各県の裁判所によって暗号は全部違うんですか。ちょっとよくわからなかったの。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) その暗号化につきましては、私どもは説明を聴いてないんですが、多分違うと思いますけど、済みません。

(今井委員) ありがとうございます。

(稲垣会長) 他にございませんか。議題に入ってよろしいですね。

木村先生もおっしゃったように、まず個人情報保護条例の解釈自体どうするかということが第一ありますよね。事務局の方ではやはり法令には当たらないという考えでしょうか。

(事務局 安部総務課主査) 先ほどの木村委員ご指摘の件につきましてご説明申し上げます。

まず、初めに審議事項の項目の2つが包括された形になっており、かつインターネットにおける情報提供では、その部分が見えない形になっているということにつきまして不適切ではないかというご指摘がございました。この件につきましては申しわけございません。次回からそういうことのないようにいたします。

次に、千葉市における個人情報保護条例のつくりにつきましてご説明申し上げます。

木村委員のご指摘の件は、これは各自治体によりまして個人情報保護条例のつくりが違います。そこで木村委員がご理解いただいたとおりと思っておりますが、これにつきまして改めまして皆様にご説明申し上げます。

黄色い冊子、個人情報保護事務の手引という冊子の46ページをお開きください。第8条第1項、目的外の利用又は提供の制限という項目でございます。こちらにつきまして先ほど木村委員の方からご指摘いただきましたのは、第8条、実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を実施機関以外のものに提供をしてはならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではないという条文でございます。

以下6号ほど挙げてございます。その中の第2号、(2)のところでございます。法令等に定めがあるときでございます。この法令等に定めがあるときの私どもの解釈は、実は厳格な解釈を千葉市では行っております。

これにつきましての解釈は隣の47ページの真ん中あたりに(3)というのがございます。こちらをごらんください。(3)第2号関係というのは法令等に定めがあるときのことでございます。本号は、個人情報の目的外の利用又は提供することが法令等に規定があるときは例外としたものである、提供することができるとしたものであるということなんですけれども、その次の次の段落のところでございますが、「法令等に定めがあるときは次のア、イ、ウで提示するような条文上、あるいは解釈上目的外の利用又は提供ができることを明らかに定めている場合に限るものとする」ということで、次のア、イをごらんいただきますと、例えばアは「利用が義務づけられている例」として、学校教育法施行令が載っておりますが、云々について「基づいて行うものとする」。

その次のイ「提供が義務づけられている例」でございますが、民事訴訟法の規定がございしますが、「提出を命ずる。」そういった条文の場合でございます。

これに対しまして、先ほどの第2号のご説明のところに戻ります。第2号の47ページの(3)の6行目のところですが、エで例示するような、それが単に実施機関に対し、目的外の提供を求めることができる根拠を与える規定であり、目的外の提供そのものは実施機関の任意的な判断による場合は含まないとございます。そこでエというものがどういうものかと言いますと、ページをおめくりいただきまして48ページでございます。48ページの真ん中より少し下にエがございまして、提供は実施機関の判断による例というのが

ございます。(ア)から(ウ)で3つほど列挙されておりますが、これらの条文のすべてが「できる」で終わっております。ですので千葉市の場合、できる規定の場合は、この第2号の法令等に定めがあるときとは読まないというものを原則としております。

ではこの場合にどうするかということでございますが、恐縮でございますが、46ページにお戻りいただきまして、46ページの上の四角の枠のところでございます。その中で(5)というところがございます。第5号でございます。読み上げさせていただきますと、国等に提供する場合であり、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるときには提供することができるというふうに第5号でうたっております。

そこで、この第5号なんですけれども、実は第5号のときには、これに該当するという風に判断しても、すぐにできるわけではなくて、実施機関が任意にこれを判断することができる場合というのは非常に限られておりまして、ここで56ページをお開きください。先ほどの実施機関の説明の中にもMOと出てまいりましたが、これは電子媒体でございます。その電子計算機、電子媒体を使って処理した物にかかる個人情報の国等への提供の制限というのがここであるわけなんですけども、読み上げさせていただきますと実施機関は電子計算機処理にかかる個人情報を第8条第1項第5号、これは先ほどの規定でございますが、こちらの規定によって国等に提供しようとするときには、あらかじめ本審議会の意見を聴くものとするとしていただいております。千葉市においてはこの規定を置いておりまして、見方によっては、他の市よりは個人情報の取扱いに対して厳しい取扱いをしているということが言えるかもしれませんが、この規定によりまして私ども今回本審議会のご意見をお伺いしております。本来、こういったご説明を先にすべきだったかと反省しているところでございます。どうも申し訳ございませんでした。

**(稲垣会長)** 今のお話で問題点もよくわかったと思いますけれども、これについて事務局のご説明に対して、さらに質問。

**(鵜澤委員)** 鵜澤です。よくわかりました。それで私も事前にとしまして、このタイトルで何を言っているのかなということで実は調べました。千葉市個人情報保護条例は何を意味しているのか、国に情報を提供するといったときに何が必要かなということもいろいろ見てみました。できれば今後、このような内容について扱うということであれば、事前にどういうものを扱うかということでも連絡をいただければ、それなりに勉強させていただいて参加をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**(稲垣会長)** 市民に対してあらかじめ開示をするという意味では、もうちょっと具体化する必要があるし、委員自体もこういう具体的なもの、あるいは資料ができていなければ、あらかじめ配布していただいで勉強してくるとか、そういう方がもっと審議が実のあるものになりやすいと思います。ここでいきなり読んで、これは問題かということ自体を理解するのに時間がかかってしまう、何が問題かも理解できないという感じですよ。事務局に、お手数だとは思いますが、よろしく願います。

**(事務局 高梨総務局長)** 総務局長の高梨です。大変失礼いたしました。傍聴を取り入れている関係で市民の方に何が審議されるかわからないという点、委員さん皆さん持ってらっしゃると思います。これについては今後対応していきます。委員の方々にも何を審議

するかという、そこをわからないと、確かにここで資料をご覧いただいて、すぐ判断をと  
いうのは、しんどいものがありますので、これは今後気をつけて事前配布いたしまして、  
改めて何が審議事項、対象なんだというのを可能な限り明らかにした形で対応をさせてい  
ただきます。失礼いたしました。

**(稲垣会長)** 今後はよろしくをお願いします。

それでは、千葉市では割合厳格に考えていると、慎重に考えているのでこういう審議会  
を開くんだということで、それは皆さんご理解いただけますね。それはいいと思います。

それで内容に入っていきたいと思います。

まずは今、事務局からご説明いただいたように、法令に当たらないと、あるいは当たら  
ないし、また慎重にやるんだとこのこと自体は皆さんこのご意見いかがでしょうか。それ  
はやっぱり審議会で慎重に審議すべきだということでもよろしいでしょうか。

そうすると本籍とかその情報ですね、問題点は。それを付加することが必要であって、  
その都度照会を受けるんでは大変だと。ですから、あらかじめ整理したいということです  
か。選挙管理委員会ではもともと本籍地情報はないんですか。

**(選挙管理委員会事務局 高山主幹)** ございません。

**(稲垣会長)** 前科があろうがなかろうが選挙権には関係ないですから選挙管理委員会で  
は本籍地を除いたものですよね。それを裁判員制度では必要になってくる。そうすると、  
戸籍担当課が選挙管理委員会にあらかじめ情報を渡すという問題もあるわけですね。

**(選挙管理委員会事務局 高山主幹)** 選挙だけの話ですと必要ありませんが、この制度  
においては選挙人名簿を住基から取り出すときに本籍地もつけて、地方裁判所の方に回す  
という形をとりたいということです。

**(稲垣会長)** それはわかりましたけど、選挙管理委員会の固有の業務としては、本籍地  
情報を戸籍担当課からもらう権利はないわけですよ。裁判所に出すかどうかという以前  
に、まず戸籍担当課と選挙管理委員会の間で、本籍地を出すこと自体はどういうことなん  
ですかね。

**(選挙管理委員会事務局 高山主幹)** 一応これは協議してあります。

**(選挙管理委員会事務局 船越事務局長補佐)** 選挙管理委員会事務局長補佐の船越でござ  
います。

戸籍担当課から選挙管理委員会に対しまして、重要電子情報の提供について、許可をす  
るという通知文はいただいております。内容的には通知書ということで、事前に重要電子  
情報の利用に関する協議というものが行われておりまして、戸籍担当課の方で了承されて  
おるといってございませう。

**(稲垣会長)** 協議しているのはいいんでしょうけども、本来法律上、戸籍担当課はよそ  
に出したらいけないわけでしょ。選挙管理委員会に出すのはどういう根拠で出すのかとい  
うのをお聞きしているんですけども。

**(事務局 安部総務課主査)** 恐縮でございますが、こちら黄色い冊子の方個人情報保護  
事務の手引きの46ページをお開きください。先ほどと同じところでございますが、目的  
外の利用または提供の制限のところでございますが、その第4号でございます。当該実施  
機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用す  
ることに相当な理由があると認められるとき、これに該当すると考えられますので、これ

は可能だと理解しております。

(稲垣会長) わかりました。そういうチェックがあればいいんです。もともと裁判員法の本籍地照会は戸籍担当課に来るのではなくて、選挙管理委員会に来るわけですか。

(事務局 中島市政情報室長) 恐れ入ります。参考資料の2ページの方をお願いいたします。裁判員制度の法律の抜粋でございます。一番上に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の抜粋と書いてございますけれども、その一番上に公務所等に対する照会ということで、法律の第12条に裁判所は裁判員候補者又は裁判員若しくは補充員について、選任または解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告が求めることができるというこのような規定がございますので、一応、選任あるいは解任の判断をするのに本籍地情報がどうしても必要だということになるので、照会作業をあらかじめ省くために本籍地情報を付加して送付したいということでございます。

(稲垣会長) それはわかったんですが、公務所の照会は選挙管理委員会なのかどうかという質問なんです。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) 裁判所の方から千葉市長あて、そういうことは戸籍担当課と、それと選挙管理委員会と2つに依頼が来ます。

(稲垣会長) すると相当な理由があるのかなという問題ですよ。戸籍担当課が直接答えればいいんであって、選挙管理委員会がなぜ本籍地、前科があるかどうか出す必要があるかそういう問題ですね。それはどういうふうに考えているんですかね。

(事務局 中島市政情報室長) 3ページの方ですが、規則の方でございます。裁判員候補者の本籍地照会の方法ということで、第10条の方に地方裁判所は市町村に対し、裁判員候補者について本籍の照会をするときは、当該市町村の選挙管理委員会が当該地方裁判所に送付する裁判員候補者予定者名簿に附して本籍を回答するよう求めることができるというふうに規則に定められております。

(稲垣会長) わかりました。大体わかってきましたけれども、問題はさっきのできる規定が相手にしないんだという話があったので、それとどういう関係なんですかね。相当という解釈の方にいくという理解でよろしいでしょうか。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) そうですね。

(稲垣会長) こういうできる規定があるので、どうせなら選挙管理委員会に一元的にやる方が合理的であるということであると。一元的にやるとなったら聴かれる都度、聴いていたんでは切りがないので、あらかじめ一括して得ておくということでしょうかね。問題は相当の範囲だけれども、前科などのいわゆる身分関係については、だれでも余り知られたくない一番重要な個人情報ですよ。昔、宮本委員長とか支部長の件ありましたよね。閲覧したという、警察と。当時ありましたけれども、裁判員候補者になった人については、裁判所は照会するとは思いますが、全市民の本籍地情報をまとめて概括的に選挙管理委員会が出してしまうという、そこを皆さんご意見どうでしょうかね。候補者になったらしょうがないとは思いますが。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) よろしいでしょうか。選ばれた方だけしか名簿を渡しませんので、選ばれない方は裁判所の方には行きません。

(稲垣会長) 裁判所にはいかないけれども、選挙管理委員会には行くんですか。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) 前科などの身分関係については行きません。

(稲垣会長) 選ばれてから本籍地情報を検索するんですか。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) 住所、氏名、生年月日があれば選挙人名簿というのは成立するわけですが、そこに戸籍というものをつけて住基から吸い取り、その中から選ばれた方以外は、そこで抹消されちゃうわけです。選ばれた方だけを暗号化してそれを裁判所に持っていくという形です。

(稲垣会長) 裁判所に行く分はわかったんですけど、選ぶ前の段階で戸籍担当課から選挙管理委員会に全市民の情報は行くのか行かないのかという質問なんですよ。そこで相当性があるかということじゃないかと。

(斉藤委員) 事務局の答える前に申し上げます。今の質問に対する私の理解ということによろしいでしょうか。

まず、裁判所から、何人選んでくれという依頼が来る。それを地方裁判所がプログラムに仕込んだもので、例えば千葉市の選挙管理委員会一本だとすれば、その中から何人分かがランダムに抽出される。これは選挙管理委員会ではなくて裁判所がつくったプログラムで抽出される。それで抽出された人たちの本籍をそのデータの中に取り込む、そしてそれを裁判所に送るとこういう理解でよろしいですか。そういうことだと思います。

(稲垣会長) 裁判所に行くのはそれでいいんですよ。私が言っているのは、選ばれる前の全市民の本籍情報入りデータが、選管に行くのが必要かという。

(斉藤委員) 本籍地は選管ではとらないと思うんです。その選ばれた人だけです。

(稲垣会長) 戸籍担当課から送られるのは選ばれてからか、それとも選ばれる前かお聞きしているわけです。

(斉藤委員) だから、まず裁判所から何人と来ますよね。千葉市の中から抽出しますよね。その分の本籍をそのデータに取り込んで裁判所に送るということだと理解しておりますけど。

(鵜澤委員) 事務局の方に説明をお願いしたいと、流れが。

(選挙管理委員会事務局 角田主任主事) 選挙管理委員会の角田と申します。よろしくお願ひします。

今回、戸籍担当課の方から選挙管理委員会の方に渡される情報として基本情報と呼ばれるものと、あと本籍地の情報が渡されることになっておりますが、こちらの方では、先ほど申しておりました本籍のある場所についての情報のみとなっておりますので、その本籍地に書かれている身分に関する情報というのは、こちらの方には一切渡されません。それについては候補者予定者名簿として地方裁判所に送られて、地方裁判所の方から資格調査ということで公文書での調査が行われるというところで始めて渡されるべき情報となっております。以上です。

(稲垣会長) 一応、候補者になった人だけ、さらに身分関係は戸籍担当課からいただくとそういうことですね。

(選挙管理委員会事務局 角田主任主事) そうです。

(稲垣会長) そういうことであればどうでしょうかね。中曽根先生。

(中曽根副会長) 今のお話ですと、本籍の場所の情報だけが戸籍担当課の方から提供されて、それを組み込んだものが裁判所に行くという話ですね。裁判所の方は改めて照会を

必要に応じてすることはするんですね。する必要が出てくるということであるとすれば、それは本籍の場所を提示する意味はあるんですか、というふうに思うんですが。

**(選挙管理委員会事務局 角田主任主事)** 選挙人名簿の方には、犯歴というものがないので、裁判員の欠格事項の方で、過去に禁錮以上の刑を受けた方については、裁判員になることはできない。選挙人名簿の方では現在禁錮刑を受けている方であるとか、あと公民権が喪失している方とか、そういった者はあらかじめ除かれる形にはなっているんですが、そういった過去に禁錮以上の刑になったかどうかというのは、当然選挙人名簿の情報には載っておりません。それを、もし知るとなると本籍地に対して戸籍の附票であるとか、もしくは所管する検察庁の方で調べて、過去の犯歴の方を調べることで始めて情報を得ることができるということで、地裁の方がそういった犯歴を知るための情報として、必ず本籍地がないと次にどう調べればいいのかわからない、どこに調べればいいのかわからないということで本籍地情報を添付するということになっております。

**(中曽根副会長)** どうして必要だといいますと、それは手がかりですね。

**(稲垣会長)** そうすると、今の話はわかったようで、ちょっとおかしな感じするんですけど、そうすると地裁の方は千葉市が出した名簿について本籍地が盛岡市だったら盛岡市に照会すると言うんですか。千葉には来ないわけですか。

**(選挙管理委員会事務局 角田主任主事)** そうですね。

**(稲垣会長)** そうということですね。身分関係も、もちろん千葉では持ってないわけですね、本籍がないわけですから。ですから、まず本籍地の地だけ書いたものをまず出すと、そういうことになるようなんですが。

ここで何か1ページの説明見ると、いかにも問い合わせが面倒くさいから初めから出すんだという印象に読めるんだけど、問い合わせがくることは1回は予定しているわけですね。裁判所から戸籍担当課に対して問い合わせが来てから出すと、そのために選管の方では前もって戸籍担当課からはもらっておかないと、問い合わせが来た分だけ戸籍担当課からもらうとそういうことですか。

**(選挙管理委員会事務局 船越事務局長補佐)** 本来仮に戸籍情報をこちらから提供しなかった場合には、選挙人の住所、氏名、生年月日、住所はわかるんですが、それは基本的には住記ですから、戸籍担当課のデータ、住民票のデータでのものでしかありません。そうすると当然その本籍地はどこかというのはわかりませんので、裁判所は戸籍担当課に対して、まずその方の本籍地はどこですかという照会を全部やって、この人の本籍地はどこですよと回答を1個ずつ全部やらなければいけなくなってしまいます。

**(稲垣会長)** それはさっきお聴きしたのでわかりました。本籍地まではわかったんです。

**(選挙管理委員会事務局 船越事務局長補佐)** 今回その部分は、名簿の方にあらかじめ本籍地をつけることによって、その部分は省略されるということでございます。

**(稲垣会長)** 前もって身分関係はチェックもしないし、くじでやるということですね。初めから身分関係がだめな人をくじでやっても意味がないように思うけど、それはチェックしないで出してしまう。裁判所は候補者が決まってから始めて調べ直すというんですか。

**(選挙管理委員会事務局 船越事務局長補佐)** 選挙人名簿が基本でございますので、先ほどうちの担当職員がお話ししたように選挙人名簿では欠格のある方については、あらかじめ外されておりますので、現在の欠格の方というのがみんなはずされております。過去

のものだけではどうしても調べ直さなければいけないということです。

(稲垣会長) もう一度確認すると、裁判所から照会がきた分だけ戸籍担当課にもらうということですか。あらかじめ概括的にもらうのではなくて。

(選挙管理委員会事務局 船越事務局長補佐) 住基のデータというのは、選挙人名簿もそうですが、一つの大きいネットの中のものでくくられておりますので、その中でもやりとりという形になっておりますので、選挙人名簿を取り出すというか、住基の中から選挙人名簿システムというのがあるんですが、そのシステムで選挙人名簿を取り出したとき、合わせてその選挙人名簿に関する人について住基の情報を一緒に取り出してつける、そのつけたものを支援プログラムというプログラムを使いまして、抽選を行って、今回の候補予定者名簿の候補者という方のものを抜き出すというような形になります。

(稲垣会長) それも何回もお聴きしている。

(中曽根副会長) 先ほどの参考資料のところの3ページ目が本籍を回答するという、これをしなくて済むということを行っているわけですか。

(選挙管理委員会事務局 船越事務局長補佐) ではないです。

(中曽根副会長) まず過去のことにたいして知りたい場合には、データが裁判所に行って、だれだれさんは現住所がここであって生年月日はこうで、本籍地がないといったときに本籍地はどこですかと本籍を回答するという手続が、この3ページ目のペーパーですよ。その本籍地を例えば千葉市にAさんという人がいて、本籍地がどこかというこういうペーパーが来て、言ってみるとこういった物を使って本籍地を聴いて、それが例えば岩手であるということがわかったら、今度はそこで、本籍身分に関する詳細な情報を得ることですよ。そういうことはいらなくなるということですね。事前に提供するということは、この部分をすべてカットしたいというそういう趣旨ですね。

例えば、他市に住んでいて、その方の本籍が千葉市だということがわかった場合に、千葉市に本籍に関する情報を提供してほしいということが来るというのは、戸籍担当課に照会されるわけですね。戸籍担当課で情報を提供すればいい、細かい情報を提供するんであって、それは選挙管理委員会に行くわけではないともちろんそういうことですね。

(稲垣会長) 結局、さっき住基ネットを利用してと言うんですけども、住民票段階で既に本籍地だけだったら載っていますので、それだけしか提供しないということですか。

(選挙管理委員会事務局 杉田主任主事) 選挙管理委員会の杉田と申します。今回地方裁判所に提供する本籍地情報については、あくまで本籍所在地「千葉県千葉市中央区1番1号」などという場所についての情報です。これについては候補者予定者名簿の調製の際に、候補者選定のくじ前にすべてもらいます。その後くじを行って絞りまして、候補者予定者という形で選ばれた者については名簿に調製します。身分関係についての照会に選管は全く関係なく、名簿に記載した本籍地を基に、裁判所が本籍地の戸籍担当課に直接照会するということです。

(稲垣会長) ここで言っている本籍地情報というのは、本籍地の情報だけということですよ。前科関係などはなしということですね。それは裁判所から戸籍担当課にそれぞれの本籍地に問い合わせるんで、選管を通してやることはないわけですね。はい、わかりました。本籍地だけを追加すると。

(安達委員) よろしいですか。ちょっとよくわからないんですけど、要するに千葉市と



しては本籍の地名だけを向こうに連絡して、それ以降のたとえば犯歴その他については裁判所がやるということですか。

(選挙管理委員会事務局 杉田主任主事) そのとおりです。

(安達委員) その地に基づいて裁判所が直接にその本籍地に照会して、過去の犯歴何なりを照会すると、それに関して千葉市は関与しないということですか。

(稲垣会長) 市ではなくて選管は関与しない。

(安達委員) 選管は関与しない。

(稲垣会長) そういうことですね。説明がいかにも前科とか、みんな書くような感じなんだけども、実は本籍地だけの問い合わせが面倒くさいというわけですね。ちょっと書き方を見ると欠格事情を全部書くという印象を受けましたけど、それなら相当であることは間違いないでしょうね。選管である程度持っている情報に本籍地を追加したからと言って問題になるわけではないですよ。

済みません、こちらもよくわかってないので同じ質問ばかりで申し訳なかったです。

私が関心を持ったのは戸籍担当課との関係がわからなかったものですから。

次の問題は本来のテーマになるんで、法令にならないので、これを選管の持っているものを裁判所に出すことを審議してほしいということですね。これについて何か。

(木村委員) 結論的にはいいと思いますけど、今日の審議資料の1ページ目の書き方をもう少し工夫していただきたい思いがありまして、要するに法令で求められているんであったらしょうがないけど、市独自の判断ができるところがどこなのかを、もう少し明確に書いていただいた方がいいと思うんですね。市独自の判断ができる余地があるとすれば、今議論があった本籍地情報を付加するかどうか、これが一つですね。

もう一つが選管通番を付加するか、これも別途論点になるわけですね。それについても先ほどの冒頭のご説明だと事務の効率的な配慮ということで、それが裁判所の効率なのか、千葉市の効率なのかちょっと微妙なところがありますが、いずれにしても事務の効率化の観点から認めるべきではないかということだと思います。

それからもう一つの論点が、磁気ディスクを用いるかどうかということですね。これは書いてありますが、選管通番の提供については理由が書いてないのでペーパー上に書いた方がよろしかったのではないかという感じがいたします。

それからページをめくって2ページ目の提供方法について、これも議論が分かれるところではあるでしょうが、要するに郵送でやるのか、手渡しをするのかと、それが論点になるんでしょう。ここが審議会の審議事項なのか、むしろ関連する情報として提供すれば提供していただければいいのかということでしょうが、いずれにしてもそれが論点になるかと思いますが。その他のところで追加の情報も同じように電子データで提供するかどうか、このあたりが論点だということですよ。

ですから、市の独自の判断で、どこまでできるのかということとその論点を明確にさせていただいた上で理由づけを漏れなく書いていただければよろしいかと思いますので、その点ご配慮いただければ結論として、私は賛成いたします。

(中曽根副会長) すみません。今、気がついたんですけども、選管通番はなぜ必要なんですか。これは例えば選挙管理委員会の方に問い合わせがあったときに、例えば番号があればぱっと調べられやすいということがあると思うんですが、説明を聞きますと、そう

いう問い合わせがなさそうな感じがいたしますので、なぜ必要なのかということですが。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) 問い合わせはないと思います。実際目を通せば、あとは向こうでそれを使ってやることでありまして、私どもの問い合わせということはキャリアバックということはありません。

選挙人名簿というのは、常に住所、氏名、生年月日という形で並んでいくわけですが、そこに番号をふっていかないと、このAさんが何番だったかわからない。例えば、その後ろにふってある個人情報の前に来る番号だから、これも私の方が個人情報の一部とした方がよろしいのではないかと。なぜかという、その番号は私の方は使いませんが、裁判所の方でその番号をソートして順番を組みかえて、また幾つか動かすと思うんです。そのときにその番号をキーに動かすと思うんです。それに基づきまして、これも個人情報の一部としたものがよろしいのではないかというような感じで、私どもは個人情報の中の項目の一部としてさせていただきました。

(中曽根副会長) ということであれば、やはり木村委員がお話しなされましたように書いた方がよろしいというふうに思います。

(稲垣会長) そうすると内容に入っていきますけど、皆様ご意見があったらどうぞ。

(鵜澤委員) このデータですけれども、当然時がたつにつれて人が入れかわりという形になってくると思うんですけれども、そういうどれくらいのサイクルというか期間で更改していくのかということころは、何か予定されているのかどうか。

また、セキュリティーの問題ということで、電子媒体で物を運ぶといった、それは2名でやるということでもよろしんでしょうけれども、当然長く同じシステムを使うということになると、何らかの形でどこかに漏れたときに、それがまた同じシステムで使っていると、暗号化されるというのは当然されると思うんですけれども、その状況によって更改していくのかどうなのか、システムの暗号化の部分ですすね。そういうところもセキュリティーという部分で、長く持つとそれはどこかにどのデータの情報が流れたときに解析されて使われてしまうということも考えられるということもありますので、そういう一つのセキュリティーも考えているのかどうなのか、その辺ちょっとわかっただらお願いしたいと思います。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) この暗号化につきましては、今年暗号化したものを、また来年もその暗号を使うのかというような説明はまだ聞いてないんですが、当然そのようにやると考えております。国の方から来る暗号の番号ですから、私どもが直接調べる場合はございませんが、当然それはそのようにするのが普通ではないかと考えております。先ほどちょっとよくわからなかったんですが、この名簿の更新ですか。

(鵜澤委員) 選挙人、要するに住基ネットから出して、それを選管の方に行って、それから順番に流れていくという形ですけれども、当然その住民というのは入れかわりがありますよね。電子媒体で送るということは例えば1年後には変わっている人がいる。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) 名簿は1年単位で作成します。ですから、今ご指摘のとおり住民の方は異動があります。それから失礼ですけど、死亡もございまして、刑に服する方もおいでになります。そういう観点からみて1年単位で名簿は作成します。よろしいでしょうか。

(稲垣会長) 他に何かご質問でも、ご意見でも。今井先生何か。よろしいですか。

今のお話で大体意味もよくわかったし、特に諮問自体には反対はないけど、諮問事項が不明確で文章がどうなるかという問題だと思うんですね。例えばさっきの提供の方法も一応そうするようになっていて、はっきりと持参するなら持参する。特に千葉市の場合、地裁はすぐ目の前にあるしという意味で、やはり持っていくことはそんなに負担じゃないですよ。2人以上で持参するとかはっきりと決めるのはまずいんですか。1回決めてしまうと、後で郵便にしたいというときに困るということはあると思うんですけど、でも千葉市で郵便にしなければいけない理由はないと思うんですが。

(選挙管理委員会事務局 高山主幹) はっきり決めて結構です。

(稲垣会長) 決めてよろしいですね。郵便であるとちょっと紛失という心配がありますからね。今お聞きしたような諮問事項で本籍情報というのを地だけで本籍地情報ということで、基本的には了承するというところでよろしいでしょうか、皆さんの意見は。

今日の審議の結果は、諮問どおり審議会では了承したということでもよろしいですか。そうすると、答申案は用意してありますか。

(木村委員) (2)はまだ審議していませんよ。

(事務局 中島市政情報室長) すみません。(2)については、まだご審議いただけないところでございますけれども、どういたしましょう。

検察審査員の方でございますが。

(稲垣会長) 検察審査員も同じ内容は同じでいいんですね。それも了承ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(事務局 中島市政情報室長) 読ませていただきます。中央区の選管への答申案ということでお示しさせていただいております。6区の選挙管理委員会それぞれに答申するものでございます。

諮問事項については(1)として裁判員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報(有権者等情報)の磁気媒体による情報の提供について、(2)検察審査員候補者予定者名簿の調製に係る個人情報(有権者等情報)磁気媒体による情報提供について。

2番として諮問に対する意見、千葉市個人情報保護条例第8条第1項第5号、及び第10条第2項の規定に照らし慎重に審議した結果、電磁的記録で調製した裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿を磁気媒体により、千葉地方裁判所及び千葉検察審査会事務局へ提供することは公益上の必要があり、かつ個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

以上でございます。

(稲垣会長) この案についてよろしいですか。あまり具体的にも書き切れないから議事録の残るものですから、これでいいですか。

(木村委員) この文章はすばらしいと思ひまして、ほかの自治体と比べても答申の案文としては非常にすばらしい。こういうことを最初の議題とかに書いていただきたいと思いますし、今の答申の案文の意見の最後でございますが、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると、これが一つのポイントになるわけですよ。その辺についても、審議資料の中で明確に書いていただきたいと思いますというのが私の要望でして、すなわち郵送ではなくて持参でやるんだと、それから暗号化されるんだと、その辺のことを審議資料の方での

明確に書いていただいて今後の参考に徴していただきたいという要望でございます。

(稲垣会長) 答申案ではそこまで書かないで、議事録にきちっと残していただいてということでもよろしいですかね。書き方、文言についてよろしいですかね。

ではその原案のとおりで答申させていただくということとさせていただきます。

どうも長い間ありがとうございました。

ほかに事務局の方から何か。

(事務局 中島市政情報室長) それでは、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局の方で議事録案を作成いたしまして委員の皆様方へお送りいたします。その上でご意見ちょうだいいたしまして、修正案を作成したいと存じます。その確定につきましては、会長さんにご一任していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(稲垣会長) よくいろんな審議会で議事録署名人を決めています、この会にはそれはないんですね。郵送で前もって送っていただいて、皆さんからご意見があれば修正して。ご意見の人と私とで協議して修正するとそういう形でよろしいですか。

(「はい」という声あり)

(稲垣会長) それではそうします。最終確定については私に一任していただいて確定させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは以上をもちまして第6回の千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。

どうも御苦労さまでした。

会議終了